

# 豊川市病後児保育室『ははのて』利用規定

## 第1条 対象者

1. 市内に住所を有する、生後4か月から小学校3年生までの児童
2. 病気やケガの回復期であり、集団保育が難しい児童  
(入院治療が必要となる病児等は受け入れできません。また、医師の診断によりお預かりできない場合もあります。)
3. 登録制として扱い、登録の手続きをしている児童(登録料の必要はなし)
4. 病状、病態が把握できる児童(原則 医師による病名が確定していること)
5. 保護者の就労等の事由により保育を必要とする児童
6. 定員は基本的に4名

## 第2条 手続き

1. 豊川市役所 保育課にて事前登録する。  
※「病児・病後児保育登録申請書」「病児・病後児保育利用登録票」⇒保育課に提出  
※病後児保育を利用する子どもに関する健康情報と、家族についての最低限の情報として大切に保管させていただきます。
2. 医療機関を受診し、(かかりつけ医師または協力機関のささき小児科)医師による病後児保育可能の診断があれば、当施設利用となります。  
※受診の際「病児・病後児保育利用申し込み兼連絡票」が必要です⇒医師の記載後は当施設に提出して下さい。
3. ご利用を希望される方は、前日午前9時から午後5時までに電話予約をして下さい。  
※空きがあれば、当日のご利用も可能です。  
※午後半日のご利用の方は午後1時までに登園して下さい。
4. 利用当日の取り消しをされる場合は、午前9時30分までに連絡して下さい。

## 第3条 施設場所 愛知県豊川市金屋本町3丁目25番地1

## 第4条 実施時間

1. 通常保育  
月曜日～金曜日 午前9時～午後5時  
土曜日 午前9時～午後0時30分
2. 延長保育  
月曜日～金曜日に限り、最長午後6時30分まで  
土曜日は延長なし

## 第5条 休室日時

日曜日・祝祭日 年末年始(12/29～1/3)

## 第6条 食事

1. 昼食は当所でもご用意できます。必要な方は当日、午前9時30分までに申し出て下さい。  
(アレルギー除去食をご希望の方は連絡して下さい。)
2. 弁当、おやつ持参も可能ですが、体調に合わせた食事内容でお願いします。また、衛生上注意をして悪くならないものにして下さい。  
※油っこい食品は控えてください。

3. ミルクを使用中の場合は、ミルク哺乳瓶をお持ちください。

4. 昼食時間（午前 11 時 30 分～午後 0 時 30 分）

#### 第 7 条 与薬

薬（医師から処方されている場合のみ）があれば、薬の説明書（薬手帳、処方箋等）と一緒に  
をお持ちください。

#### 第 8 条 着替えの用意

着替え（衣服・下着・おむつ等またそれを入れる袋等には必ず名前を記入）をお持ちください。  
必要な方は、昼食時に使用するエプロン・スモック等を持たせてください。また、布団の上に  
敷く防水シート（無い場合は、1 枚 100 円で使い捨て防水シートを購入できます。）をお持ちく  
ださい。

#### 第 9 条 入所中の注意

1. 入所中、お気に入りのおもちゃの持ち込みは可能ですが、周りの入所者の迷惑にならない  
ものにしてください。（必ず名前の記入のある物）
2. 持ち込み品に関しては、十分気をつけて取り扱いをいたしますが、通常の利用においても  
破損の恐れのある物は、原則持ち込まない様お願いします。  
病状の変化、保育をしていく中で必要と思われる場合、電話連絡させていただく場合があり  
ます。

#### 第 10 条 料金（保育時間 午前 9 時～午後 5 時の間）

半日利用（4 時間以内） 1,000 円

一日利用（4 時間を超える利用） 2,000 円

※生活保護法による被保護世帯は利用料が半日、一日共に 0 円です。

※令和元年 10 月 1 日より開始の幼児教育・保育の無償化の対象となる場合は別途申請及び  
認定が必要です。

◆昼食代 240 円

◆おやつ代 30 円

※上記利用時間を厳守してください。尚午後 5 時以降は 30 分毎に 500 円の延長料金を請求  
させていただきますのでご了承ください。

※ご持参された物で足りない場合、こちらの物を使用させていただきます。

（ミルク 1 回分 100cc 60 円 おむつ 1 枚 50 円 防水シート 1 枚 100 円）

#### 第 11 条 個人情報の取り扱い

ご登録いただきました個人情報は、病後児保育の運営以外には使用いたしません。

なお、同意を得た場合、法令に基づく場合及び生命に係る場合はこの限りではありません。

#### 第 12 条 その他

当所では、保護者に代わり万全を期してお子さまをお預かり致しますが、感染等もありえます  
事を、ご了承ください。

【改定】

第10条 料金の昼食代・おやつ代

昼食代は1食300円、おやつ代は1日100円とする。ただし、食材費の高騰等により見直すことがある。

令和7年11月1日施行